

令和2年3月 四万十市農業委員会 総会

議 事 録

1. 日 時 令和2年3月9日(月) 午後2時30分～

2. 場 所 西土佐総合支所 会議室 2階

3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長補佐：吉田 貴浩

農業委員会事務局係長：中山 珠美

事務局：主幹：宮川 昭人

事務局：主幹：室津 康志

事務局：主事：永野 ほのか

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1～5番)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1、2番)

第3号議案 非農地証明書の交付について(1～3番)

第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1～3番)

第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1～12番)

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更(案)について(1～15番)

その他

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会3月総会」を開会いたします。本日の欠席委員は、議席番号14番 新玉 年一 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員です。本定例会は「農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。本日の出席委員数は、19名中16名の出席となりますので、会議は成立しております。推進委員は、小野 芳夫 委員より欠席の報告がありました。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆ 議 長 (福留会長)

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号11番 伊勢脇 精藏 委員、議席番号12番 土居 忠栄 委員にお願いいたします。

◎それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1～3番について説明(鍋島)

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は、2ページに

なります。番号1から番号3につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。番号1。土地の表示は、鍋島 上新川 820 番 1、登記地目、現況ともに畑、面積は 2515 m²、申請理由は賃貸借権の設定で申請者は議案書記載のとおりです。番号2。土地の表示は、鍋島 下新川 870 番 1、登記地目、現況ともに畑、面積は 430 m²、他2筆、申請理由は売買で申請者は議案書記載のとおりです。番号3。土地の表示は、鍋島 下新川 869 番 5、登記地目、現況ともに畑、面積は 1040 m²、申請理由は売買で申請者は議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦7年の39歳の農家で、農作業への従事日数は270日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦5年の妻の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は80aとなりますので、下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可相当の案件と考えます。

4番について説明（佐岡）

続きまして番号4。土地の表示は、佐岡 坊ノ下タ 36 番 1、登記地目、現況ともに田、面積は 326 m²、他5筆、申請理由は売買で、申請者は議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦60年の83歳の農家で、農作業への従事日数は250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3分の距離となっております。耕作面積は73aとなりますので、下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可相当の案件と考えます。

5番について説明（森沢）

続きまして番号5。土地の表示は、森沢 ミヤゾエ 2100 番、登記地目、現況ともに畑、面積は 95 m²、申請理由は贈与で、申請者は議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦31年の62歳の農家で、農作業への従事日数は180日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦31年の母の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅の南側に隣接しております。耕作面積は51aとなりますので、下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可相当の案件と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番から3番の関係委員さん」ですが、畠中委員が欠席のため加用委員さんをお願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

1番～3番について説明します。1番ですが譲渡人がすでに生姜を栽培しています。2番ですが来年できれば譲受人がハウスを作りたいとのことでした。3番はどうしても生姜の残渣ができるので残渣置場にしたいとのことでした。申請地の状況、耕作の状況は問題なく農作業の従事者、下限面積、周辺地域との関係も問題ありません。以上です。よろしくをお願いします。

◆議 長（福留会長）

小野推進委員も欠席ですが、事務局の方へ「問題なし」という連絡があったとのことですので、よろしくお願ひします。

◆議 長（福留会長）

「4番の関係委員さん」お願ひします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

4番について説明します。2月24日申請地の現況確認と本人に会い内容を確認しました。すでに保有している農地やこれから取得しようとする農地、その他調査確認事項についてすべて問題ありません。また土地については隣同士ということもあって、畦をのけて1枚にするというような話もしていました。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

◆議 長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませぬか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

問題ありません。

◆議 長（福留会長）

「5番の関係委員さん」お願ひします。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明どおりですが2月25日譲受人と会い聞き取り調査をしました。申請地は自宅のすぐ横でミカンを植えていましたが、耕作可能な状態です。今までどおり耕作をすることによって下限面積、周辺地域との農業への影響もありません。問題はありませぬのでよろしくお願ひします。

◆議 長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませぬか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

問題はありませぬのでよろしくお願ひします。

◆議 長 福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでご意見、ご質問はございませぬか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願ひいたします。

◆議 長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませぬか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願ひいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願ひいたします。



## ○事務局

### 1 番について説明（平野）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。番号1 土地の表示は平野助動作式、地番は2893番、2894番1 地目は登記・現況とも畑 面積は合計で517.67㎡です。2894番1については土地の一部についての転用です。申請者は譲渡人、譲受人とも議案書記載のとおりです。転用事由は宅地です。2月27日会長と事務局で現地に向かい、申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、農家住宅を建築するものです。場所につきましては平野集会所から100メートルほど西へ位置する農地です。申請地の南側は市道、東側は宅地、西側は幅2メートルの農道と宅地及び申請譲渡人所有地、北側は農地であり所有者からは転用の同意を得ております。また排水に関しては雑排水は合併浄化槽を経て南側市道側溝へ排水し、雨水は南側市道側溝への排水及び自然浸透です。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと判断します。申請地は10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可申請については適当であると考えます。

### 2 番について説明（楠島）

続きまして番号2土地の表示は楠島サキ本1709番、1710番で地目は登記、現況とも畑、面積は合計で439㎡です。申請者は貸人、借人とも議案書記載のとおりです。転用事由は宅地です。番号2につきましては2月27日、会長と事務局で現地に向かい、中筋・東中筋地区担当の清水委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。土地については使用貸借契約を設定するもので、貸人・借人は親子です。場所については楠島橋から100メートルほど南東に位置する農地です。申請地は地上から十数メートルの高い位置にあり、東側と北側は既存の法面を挟んで貸人所有の公衆用道路、南側は山林と貸人所有の宅地、西側は申請地法面を挟んで市道と農地で農地の所有者からは転用の同意を得ております。また排水に関しては、雑排水は合併浄化槽を経て、敷地内の既設合併浄化槽の排水管に接続し、市道側溝へ排水、雨水についても自然浸透の他、市道側溝へ排水する計画となっており、これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと判断します。申請地は10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可申請については適当であると考えます。

### ◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。「1番の関係委員さん」ですが、畠中委員は欠席のため事務局へ「問題なし」との連絡がありました。推進委員さんの小野推進委員も欠席ですが、事務局へ「問題なし」との連絡がありました。以上ですのでよろしくお願ひします。

### ◆議 長（福留会長）

続いて「2番の関係委員さん」お願ひします。



◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

2月27日会長、事務局、申請代理人と現地確認をしました。事務局の説明どおりです。汚水は合併浄化槽と市の側溝を結合するというものでした。雨水は自然浸透ということですので問題はありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

現地も見ましたが、問題はありませんのでよろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1番について説明（有岡）

番号1。土地の表示は、有岡 土居屋敷1657番、登記地目は畑、面積は29㎡、願人、当該地が非農地となった時期及び事由等は議案書記載のとおりです。番号1につきましては、2月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人と中筋地区担当の清水委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの5ページ及び6ページをご覧ください。当該地は有岡で、中筋中学校から北西に約250メートルの場所になります。当該地が非農地となった時期及び事由等は、昭和49年月日不詳に車庫が建築され、現在に至っているためと願人より確認しております。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

2番について説明（古津賀）

続きまして番号2。土地の表示は、古津賀 西四反タ1517番2、登記地目は田、面積は146㎡、願人、当該地が非農地となった時期及び事由等は議案書記載のとおりです。続きまして番号2。土地の表示は、古津賀 西四反タ1517番2、登記地目は田、面積は146㎡、願人、当該地が非農地となった時期及び事由等は議案書記載のとおりです。番号2につきましては、2月27日、会長、

事務局で現地に向かい、願人の代理人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。当該地は古津賀で、サニーマート四万十店から西に約50メートルの場所になります。当該地が非農地となった時期及び事由等は、平成13年3月22日に店舗用地として転用されて以来、継続して利用されているためと願人の代理人より確認しております。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

3番について説明（井沢）

続きまして番号3。土地の表示は、井沢 岡ノ鼻 739番3、登記地目は畑、面積は107㎡、願人、当該地が非農地となった時期及び事由等は議案書記載のとおりです。番号3につきましては、2月27日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と下田地区担当の井上委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。当該地は井沢で、井沢団地集会所から南東に約500メートルの場所になります。当該地が非農地となった時期及び事由等は、公道から当該地に通じる道が整備されておらず、農地としての利用が難しいため平成15年頃より耕作放棄し、荒廃が進んでいるためと願人の代理人より確認しております。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

2月27日会長、事務局、申請者と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで15年以上経過しており、問題はないと思います。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

申請地について報告いたします。2月27日が現地調査の日でしたが、当日支障があり前日に確認しました。場所については事務局の説明どおりです。申請地は写真のように店舗が建ち、現在に至っています。農地としてはこの先、復元は困難と思われます。当日行った農業委員会関係者も同じ意見だったようです。問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

詳細については事務局から説明のあったとおりです。現地は前のスクリーンにもありますけれどもなかなか農地として復元して使っていくことには色々問題があることがわかりましたので、非農地とすることが適当と思います。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案 それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は5-1、5-2ページになります。

1番について説明（蕨岡）

それでは1番を説明いたします。借受人は蕨岡地区において、主に水稻を栽培している担い手農家です。申請地については、貸付人は1名、農地は蕨岡古田乙4627番、地目は田、面積は3,178㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定で作物は水稻です。賃借料は10aあたり18,000円です。貸借期間は令和2年3月9日から令和4年12月31日までの2年10か月となっております。

2番について説明（西土佐大宮）

続きまして2番、借受人は西土佐大宮地区において、米ナス栽培を予定している新規就農者です。

今回の申請は、新規の申請となります。申請地については、貸付人は1名、大宮字沖ギョウジダ2519番で、面積は1,774㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの12ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で、賃借料は10aあたり6,000円です。

期間は令和2年3月9日から令和4年3月31日までの2年1か月となっております。

3番について説明（西土佐大宮）

続きまして3番、借受人は西土佐大宮地区において、米ナスを栽培している認定新規就農者です。

今回の申請は、更新の申請となります。申請地については、貸付人は1名、大宮字西ノ沖2504番で、面積は2,417㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で10a当たり米1俵分の現物となっております。期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となっております。

以上、1～3番の借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号6番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

2月29日、本人に会い耕作の確認をしてきました。加地子のことが少し気になり本人に聞いてきました。これで契約をしているとのことでした。再更新なので別に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議 長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇富山・蕨岡地区 東委員

ありません。よろしくをお願いします。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2・3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐大宮地区担当）

番号2番、3番につきましては2月27日に両名の譲受人立会いのもと現地確認を行いました。先ほど説明があったとおり両名とも新規就農者です。そのため就農計画が作成されており、この農地の貸し付けもこの計画に則ったものです。つきましては問題はないものと考えます。よろしくをお願いします。

◇議席番号10番 芝 委員（西土佐半家地区担当）

問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇田邊委員（西土佐橘地区担当）

事務局の説明どおりで問題ないと思います。

◇竹村委員（西土佐半家地区担当）

特に問題はありません。よろしくをお願いします。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

1番で加地子が18,000円ですがそれだけ払うのでしょうか。

◆議 長（福留会長）

これは谷崎委員の説明の中にもありましたが、賃借人がその田を借りたいということで、普段よりも賃料を高く出して貸し借りが成立しているということではないでしょうか。

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

はい、わかりました。

◆議 長（福留会長）

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案 農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、6ページになります。

本議案の農地利用配分計画（案）についてお諮りする前に、少しこの案件について説明させていただきます。今回の申請農地につきましては、これまで農地中間管理事業を利用して利用権設定をしていた農地になります。しかし、借人が水稲から野菜へ転向するという理由によりまして、この度、農地中間管理機構である高知県農業公社と借人との間で、合意解約書が提出されました。それによりまして、借人である受け手を改めて選定する必要があり、この度、市長部局より農用地利用配分計画（案）が提出されましたので、耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りする議案となっております。それでは、借受人についての説明に移らせていただきます。6-1ページの農用地利用配分計画（案）をご覧ください。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は四万十市竹島字横田3966番 他11筆で 合計面積は16,246㎡です。貸付先については、右側に記載のとおりで、黒潮町の認定農業者に転貸する案となっております。なお、今回は、借受人のみ選定であるため、設定する期間や賃料については前回設定しているものに変更はありません。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書6-2ページをご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案いたします。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いするのですが、「1～12番の関係委員」の地元委員と地元推進委員が欠席しております。事務局の方へ「問題無し」との連絡があったということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

先ほどの事務局の説明では水稲から野菜に代わるということですが、具体的には何を作るのでしょうか。それとも総合的に野菜を作られるのでしょうか。

◇事務局

露地生姜をつくるということで、もう水稲は出来ないということです。

◆議長（福留会長）

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案、農用地利用配分計画（案）につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農業振興地域整備計画の変更（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6号議案に入る前に訂正があります。お手元にお配りしております1枚の用紙ですが、番号4の面積が違っていますので、番号4についてはそちらをご覧ください。それでは説明に移ります。

第6号議案、市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について、説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会に諮ることとなっておりますのでご審議の程よろしくお願ひします。議案書は7ページ、除外土地一覧については、7-1、7-2ページなります。今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地からの除外15件となっております。それでは、説明に移ります。

1番について説明（楠島）

番号1番は、非農地にかかる除外です。場所につきましては具同から楠島との境付近にある株式会社ツカサ鋼販から南に約500mの所にあり、登記地目は田、現況地目は原野となっております。お手元のタブレットは、15ページになります。当該地は、平成15年頃から耕作放棄されており、平成18年頃に原野となった土地で、11月総会で議決を経て、すでに非農地として証明を

している土地です。本来ならば、非農地証明の申請前に農振農用地の除外の手続きが必要であったものですが、証明後に判明したため、今回の申請となっているものです。非農地として証明されている土地であり、今後も農業上の用途で利用される見込みがなく、農地集積や周辺農地への影響も無いため、農振法（※農業振興地域の整備に関する法律）の除外要件を満たしていると考えますので、農振農用地からの除外が適当と思われます。

2番について説明（楠島）

番号2番は、道路・資材置場による除外です。場所につきましては、国見駅から北西へ約1キロの所にあり、登記地目は田と畑、原野のものがありますが、現況は原野となっております。お手元のタブレットは16ページになります。当該地は、基盤整備未実施の第2種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所にあります。また、担い手への農地集積や周辺農地への影響も無いと思われるので、農振法の除外要件を満たしていると考えますので、農振農用地からの除外は適当と思われます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

3・4番について説明（荒川）

番号3番、4番は太陽光発電用地として利用するための除外です。場所につきましては、ひいらぎ荒川店から西へ30mの所にあり、登記地目は田、現況は原野となっております。お手元のタブレットは17ページになります。当該地は、基盤整備未実施の第2種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所で、両隣の土地は既に太陽光発電用地となっている土地です。今後も農業上の用途で利用される見込みがなく、両隣が太陽光発電用地で周辺農地への影響も無いと見込まれるため、農振法の除外要件を満たしていると考えますので、農振農用地からの除外は適当と思われます。農振農用地除外後は非農地証明申請が提出される予定です。

5番について説明（西土佐江川崎）

番号5番は資材置場による除外です。場所につきましては、長生沈下橋から南へ約700mの所にあり、登記地目は田、現況も田となっております。お手元のタブレットは18ページになります。当該地は国道沿いで基盤整備未実施の第2種農地にあたり、当該地と周辺の土地を一体的に利用するものです。担い手への農地集積や周辺農地への影響も無いと思われるので、農振法の除外要件を満たしていると考えますので、農振農用地からの除外が適当と思われます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

6番について説明（西土佐江川）

番号6番は宅地崩壊部分の復旧のためによる除外です。場所につきましては、権谷小学校から北東に約150mの所にあり、登記地目は畑、現況も畑となっております。お手元のタブレットは19ページになります。当該地は基盤整備未実施の第2種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所で、除外申出者の自宅の崩壊部分の復旧のために利用する予定で、担い手の農地集積や周辺農地への影響も無いと見込まれるため、農振法の除外要件を満たしていると考えますので、農用地区域からの除外が適当と思われます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

7番について説明（西土佐江川）

番号7番は住宅建設にかかる除外です。当該地の位置は本村半家集会所の国道を挟んで斜め前の所にあり、登記地目は畑、現況地目も畑となっております。お手元のタブレットは20ページになります。当該地は基盤整備未実施の第2種農地にあたり、周りには住宅や農地が混在している場所にあります。また、周辺の土地とはある程度の段差があることから、農地集積や周辺農地へ

の影響も無いと見込まれるため、農振法の除外要件を満たしていると考えますので、農用地区域からの除外が適当と思われます。農振農用地除外後は農地転用申請が行われると見込まれます。

8～15 番について説明（古尾他）

番号8番から15番までは携帯基地局にかかる除外です。お手元のタブレットは21ページから28ページになります。携帯基地局は農振法、農地法において許可不要で設置できるとされており、既に設置が完了し、各種届出を受けているものもあります。基地局設置にかかる実面積分を、除外するもので、除外面積も小さいことから、周囲への影響は少ないと思われます。事務局からの説明は以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。「1・2・3・4・11番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

事務局の説明どおりで問題はありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

異議はありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「8番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号11番 伊勢脇委員（富山地区担当）

携帯基地局ですので問題はございません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

別にありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「9番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

問題はございません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

問題はございません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「10番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号8番 弘田委員（大川筋地区担当）

2月27日武井推進委員と現地に行ってきましたが、農地の隅で周辺にも影響はありませんので

よろしくお願ひします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませぬか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)

弘田委員の案内で一緒に現地に行きました。案件の件も問題ないと判断しました。

◆議 長 (福留会長)

「5・7番の関係委員さん」お願ひします。

◇議席番号 10 番 芝委員 (西土佐江川崎・半家地区担当)

3月1日竹村推進委員と一緒に現地へ行きましたが問題はありませぬ。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませぬか？

◇竹村委員 (西土佐半家地区担当)

問題ありませぬ。

◆議 長 (福留会長)

「6・14・15番の関係委員さん」お願ひします。

◇議席番号 5 番 安藤委員 (西土佐江川地区担当)

周囲に土嚢を積み影響はありませぬでした。よろしくお願ひします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませぬか？

◇竹村委員 (西土佐半家地区担当)

問題ありませぬ。

◆議 長 (福留会長)

「12番の関係委員さん」お願ひします。

◇議席番号 2 番 桑原委員 (西土佐中家地地区担当)

2月28日に現地確認を行いました。問題ありませぬのでよろしくお願ひします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませぬか？

◇田邊委員 (西土佐中家地地区担当)

問題ありませぬ。

◆議 長 (福留会長)

「13番の関係委員さん」お願ひします。

◇議席番号 12 番 土居委員 (西土佐奥屋内地区担当)

3月1日に山口推進委員と現地確認を行いました。周辺の農地にも全く影響はありませぬので問題はありませぬ。よろしくお願ひします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませぬか？

◇山口委員（西土佐奥屋内地区担当）

土居委員が説明したとおりで問題はありません。

◆議長（福留会長）

以上で、地元委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、又は推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、これを適当と認め答申することと致します。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

事務局報告事項 ・形状変更届について ・9月総会分5条申請の取り下げについて
・農業委員会の法令遵守について

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和2年3月9日

議長 福留宜彦

署名委員 土居忠栄

署名委員 伊勢崎 精哉